

## 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>5,690,633</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,821,449</b>
現金及び預金	800,309	工事未払金	211,283
売掛金	291,762	短期借入金	408,480
販売用不動産	1,842,926	1年内償還予定の社債	41,000
仕掛販売用不動産	2,609,611	1年内返済予定の長期借入金	242,124
未成工事支出金	69,559	未払金	34,726
材料貯蔵品	604	未払費用	2,858
前渡金	17,820	未払法人税等	4,881
前払費用	18,570	前受金	278,500
立替金	36,369	預り金	5,987
未収入金	3,099	賞与引当金	3,450
<b>固定資産</b>	<b>284,527</b>	未払消費税等	10,557
<b>有形固定資産</b>	<b>6,953</b>	不動産特定共同事業出資受入金	3,577,600
建物	6,484	<b>固定負債</b>	<b>563,230</b>
工具器具備品	469	社債	83,000
<b>無形固定資産</b>	<b>18,003</b>	長期借入金	472,764
借地権	2,000	役員退職慰労引当金	6,761
ソフトウェア	16,003	預り保証金	705
<b>投資その他の資産</b>	<b>259,569</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,384,679</b>
投資有価証券	2,475	(純資産の部)	
出資金	136,422	<b>株主資本</b>	<b>590,481</b>
長期前払費用	1,518	資本金	100,000
前払年金費用	1,332	資本剰余金	4,467
繰延税金資産	15,213	資本準備金	4,467
差入保証金	102,606	利益剰余金	496,214
		その他利益剰余金	496,214
		繰越利益剰余金	496,214
		自己株式	△10,200
		<b>純資産合計</b>	<b>590,481</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,975,161</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,975,161</b>

## 損益計算書

〔 2023年7月1日から  
2024年6月30日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,124,929
売上原価		3,356,453
売上総利益		768,475
販売費及び一般管理費		649,310
営業利益		119,164
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	8,516	
出資金評価益	4,950	
雑収入	8,018	21,493
営業外費用		
支払利息	19,348	
社債利息	678	
不動産特定共同事業分配金	129,130	149,157
経常損失		8,499
特別利益		
債務免除益	57,700	57,700
税引前当期純利益		49,201
法人税、住民税及び事業税	4,899	
法人税等調整額	△13,061	△8,162
当期純利益		57,363

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
① 販売用不動産、仕掛販売用不動産、  
未成工事支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は  
収益性の低下に基づく簿価切下げの方  
法により算定)
- ② 材料貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照  
表価額は収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法により算定)
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
① 有形固定資産 定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得し  
た建物は定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであ  
ります。  
建物 3～15年  
工具器具備品 5年
- ② 無形固定資産 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについ  
ては、3～5年で償却しております。
- ③ 長期前払費用 均等償却
- (4) 引当金の計上基準  
① 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 戸建住宅及び賃貸アパートの販売

戸建住宅及び賃貸アパートの販売は、用地の仕入から施工まで行った戸建住宅を一般消費者へ販売する事業と、賃貸アパートを投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

② 戸建住宅の請負

戸建住宅の請負は、戸建住宅の建築工事を請け負う事業であり、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ コンサルティング料

業務委託契約書に基づき建設業者に対して、建築工事の注文者の紹介や工事請負契約締結の交渉等を行う義務を負っております。

当該履行義務は工事請負契約が締結され、建築請負価格に基づき算定されたコンサルティング料金額について、建設業者から承認を得た時点で充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	468,500	-	-	468,500

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	20,000	-	-	20,000

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

損益計算書に計上している売上高のうち、顧客との契約から生じる収益は、4,053,092 千円であります。

## 独立監査人の監査報告書

2024年9月24日

株式会社 TSON  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 奥津 泰彦

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 磯 巧

### 監査意見

当監査法人は、株式会社 TSON の 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、全ての重要な点において、会社計算規則（会社計算規則第 98 条 2 項 1 号を適用する。以下同じ。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上